

瀬戸市告示第 1 2 5 号

令和 2 年瀬戸市告示第 1 4 1 号（地方自治法第 2 3 1 条の 2 第 6 項による指定代理納付者を指定した件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和 3 年 9 月 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 (1)から(8)まで <省略> <u>(9) GMOペイメントゲートウェイ株式会社</u> <u>東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号 渋谷</u> <u>フクラス</u> <u>(10) 株式会社 J T B</u> <u>大阪府大阪市中央区南本町二丁目 6 番 1 2</u> <u>号</u></p>	<p>1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 (1)から(8)まで <省略></p>